

# 玉島小学校区 団体連絡協議会 規約

茨木市地域自治組織標準規約をもとに、玉島小学校区団体連絡協議会の規約を制定する。

(名称)

第1 この会は、玉島小学校区団体連絡協議会という。以下、「協議会」という。

(所在地)

第2 協議会の所在地は、茨木市平田二丁目25番9号に置くこととする。

(目的)

第3 協議会は、玉島小学校区内の全住民を対象として、地域住民と各種組織の協働により、地域の課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進め、自主的、主体的にまちづくりを推進し、地域の特色と個性を活かした住みよい活力ある地域コミュニティの実現を目指すことを目的とする。

(活動)

第4 協議会は、前条の目的を達成するために必要な提案及び事業を行う。

(会員)

第5 協議会は、玉島小学校区に居住する者のうち別表に掲げる各組織を代表する者並びに玉島小学校区内に所在し参加を希望する法人、団体、事業所及びそれらに所属する者をもって構成する（以下協議会の構成員を「会員」という）。なお、これ以外の者で会長が必要と認め、総会の承認を得た者は会員になることができる。

2 会員は、協議会が行うコミュニティ活動、まちづくりへの参画及びボランティア活動を通して、協議会の目的達成に貢献する。

(役員)

第6 協議会に次の役員を置くものとする。役員は、各団体から一名、選出することとする。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事  | 若干名 |
| (4) 会計  | 1名  |
| (5) 監事  | 2名  |

2 役員は総会で選出するものとする。

3 役員に欠員が生じた場合は、役員会の推薦を得て会長が指名する。  
ただし、その後開かれる直近の総会において承認を得ることとする。

(役員職務)

第7 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、役員会において必要な事項を審議するとともに協議会の運営にあたる。
- (4) 会計は、協議会の金銭の出納を行い、資産を管理する。
- (5) 監事は、協議会の会計、資産及び会計事務全般を監査する。

(役員任期)

第8 役員任期は、1年とし、再任は妨げないものとする。

2 役員に事故あるときは 後任者を前任者の所属団体から選出し 残りの任期を全うする。

(会議の種類)

第9 協議会における会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第10 総会は、協議会の最高議決機関として定例的に総会を開催する。

また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 会員は、議長の許可を得て総会を傍聴することができる。

ただし、審議の進行を妨げるものは、退出させることができることとする。

(総会の構成等)

第11 総会は代議員をもって構成する。

2 総会の代議員は、別表に掲げる各組織を代表する者、及び各専門部会長の推薦を受けた者(各専門部会から若干名)、それらは地域の活動に参加した実績がある者をもって構成する。

3 代議員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

4 総会の議長は代議員の互選による。

5 代議員は 団体から3名(役員・事務局・代議員)選出する。但し自治会は1名(代議員)とする。

(総会の議決事項)

第12 総会は以下の事項について議決する。

(1) 地域まちづくり計画の承認に関する事。

(2) 事業計画及び予算の承認に関する事。

(3) 事業報告及び決算の承認に関する事。

(4) 規約の制定改廃に関する事。

(5) 役員を選任、解任及び承認に関する事。

(6) その他総会に付すべき事項

(総会の招集)

第13 総会は、会長が招集する。

(総会の議決)

第14 総会は、代議員の過半数の出席をもって開催することができる。

2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。

可否同数の場合は議長の決するところによることとする。

3 やむをえない理由により総会に出席できない代議員は、審議事項について議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

4 前項の代議員は、出席したものとみなす。

(役員会)

第15 協議会の円滑な運営のために、協議会に役員会を設置する。

2 役員会は、第6に定める役員（監事を含む）で構成する。

(役員会の審議事項)

第16 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) 専門部会員、事務局長及び欠員役員の推薦に関すること。
- (3) 細則等の制定改廃の承認に関すること。
- (4) その他重要な事項

(専門部会)

第17 協議会の事業を分掌する為に次の専門部会を設置することができる。

- (1) 総務・広報部会 ⇔ 事務局に広報担当を置くこととする
- (2) 健康・福祉部会 ⇔ 福祉委員会がその任にあたることとする
- (3) 防犯・交通安全部会 ⇔ 防犯協会玉島支部がその任にあたることとする
- (4) 防災・環境保全部会 ⇔ 自治会及び防災士等が担当を調整することとする
- (5) 文化・スポーツ部会 ⇔ 公民館及び子どもと大人のスポーツ団体の世話役がその任にあたることとする。
- (6) 子ども部会 ⇔ PTA及び青健協と玉こ連 更にはスポーツ少年団の世話役がその任にあたることとする。
- (7) 業務部会 ⇔ 事務局がその任にあたることとする。  
必要に応じて事務局を増員することを考慮する。

2 専門部会は、各団体から選出されたものをもって構成し、その中から役員団体を互選する。

3 専門部会の運営に関する事項は専門部会が起案し、役員会に報告し承認を受けることとする。

4 専門部会は 団体が従前どおりの活動をもって自主性を発揮のもとその任にあたる。

5 新規加盟団体の自主防災会及びスポーツ団体は、協議会活動に積極的に参画する。

(事務局)

第18 協議会の円滑な運営のため、事務局を設置する。

2 事務局は、団体から一名選出することとし、事務局長を置き、事務局名簿を別紙に作成する

3 事務局長は、事務局員の互選をもって選考し、役員会に報告し承認を受けることとする。

4 事務局の運営に関する事項は、事務局が起案し、役員会に報告し承認を受けることとする。

(会計年度)

第19 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の収入は、茨木市補助金及びその他の収入をもって充てることとする。

(規約の改正)

第20 協議会の規約を改正するときは、総会において代議員の3分の2以上の賛成をもって決することとする。

(帳簿及び書類)

第21 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿その他必要な書類を備えることとする。

(帳簿及び書類)

第22 前条に基づき備えられた書類は、原則として公開を旨とする。

但し、会員の請求があるとき、閲覧を認めることとする。

2 前項の規定にかかわらず、個人情報については、閲覧させないことができる。個人情報が混在する情報については、その部分を表示せずに複製したものを閲覧させることができる。

3 個人情報については、細心の配慮をもって保管し、漏洩しないように努めなければならない。

(設立)

第23 協議会の設立年月日は平成30年3月1日とする。

附 則

この規約は、平成30年2月26日から施行することとする。